

特定個人情報取扱規程

第1条（目的）

この規程は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）および特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、公益社団法人浪曲親友協会（以下、「本協会」という。）における特定個人情報の取り扱いについて定めたものである。

第2条（定義）

この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、その個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第七条第一項および第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項までおよび第五項を除く）をその内容に含む個人情報をいう。

第3条（取扱い業務の範囲）

本協会が取り扱う特定個人情報は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法関係届出事務
- (4) 国民年金第三号被保険者関係届出事務
- (5) 出演料・給与所得に係る源泉徴収票作成事務

第4条（組織体制）

特定個人情報の取り扱いについての組織体制は以下のとおりとする。

総責任者	会長
事務取扱責任者	事務局長

第5条（守秘義務）

特定個人情報を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行しなければならない。

- ②前項を確認するため、特定個人情報を取り扱うすべての者は、1年に1回、本協会が定める誓約書を提出しなければならない。

第6条（責任者の責務）

総責任者および事務取扱責任者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、速やかに代表理事（以下、「会長」という。）に報告をするとともに漏えいの拡大を阻止するように対策を講じなければならない。

第7条（情報漏えい時の原因究明）

事務取扱責任者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、事後に速やかにその原因を究明して会長及び関係者に報告をしなければならない。

第8条（取得の段階の取扱い）

事務取扱責任者は、会員から特定個人情報の提供を受けるにあたっては、書面によって受領しなければならない。

- ②事務取扱責任者は、会員から提出された特定個人情報を速やかに情報システムに入力し、その特定個人情報は速やかにシュレッダーにて裁断処分をしなければならない。
- ③事務取扱責任者は、情報システムに入力した会員の特定個人情報の確認のために印刷をしてはならない。

第9条（利用を行う段階）

事務取扱責任者は、情報システムを利用して第3条に定める事項について申告書や申請書等を作成することができる。

- ②前項の申告書や申請書等は、行政機関等への提出分につき印刷をすることができる。
- ③情報システムの利用にあたっては、会長の指示による方法でのみ利用することができる。
- ④事務取扱責任者は、行政機関への提出および調査等の場合に限り、会長の許可を得て特定個人情報を施設外に持ち出すことができる。この場合、紙媒体の資料のみ許可し、デジタルデータによる持出しはできない。

第10条（保存をする段階）

特定個人情報は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存をする。

- ②紙媒体の資料は、鍵付きのキャビネットに保管する等の方法により管理をする。なお、この鍵は、会長および事務局長のみが所持することができる。

第11条（提供を行う段階）

特定個人情報は、関係法令により必要な場合においてのみ関係行政官庁へ提供することができる。

- ②前項の提供にあたっては、簡易書留の利用等の方法により、厳重な管理方法によって提供を行わなければならない。

第12条（削除・廃棄を行う段階）

特定個人情報は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合に削除・廃棄を行うものとする。

- ②特定個人情報の紙媒体の廃棄にあたっては、会長立ち合いのもと、事務取扱責任者によりシュレッダーを使用しなければならない。

第13条（従業者教育）

会長は、事務取扱責任者に対して情報管理に関する教育を1年に1回以上実施をする。

第14条（事務取扱責任者への監督）

会長は、事務取扱責任者に対しての管理および監督をするものとし、運用方法について情報漏えいの可能性がある場合には、是正に向けて指図をしなければならない。

第15条（立入り禁止区域の設定）

会長および事務取扱責任者は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、立入り禁止区域を設定する。この区域には、会長および事務取扱責任者が定めた者しか出入りをするができない。

第16条（機器の盗難防止対策）

会長および事務取扱責任者は、特定個人情報を取り扱うパソコン等の機器に対して、ワイヤーロックを掛ける等の盗難防止対策を講じなければならない。

第17条（不正アクセスの監視）

事務取扱責任者は、情報システムに対しての不正アクセスがないように専用ソフトウェア等を使用してアクセス状況について監視をしなければならない。

第18条（アクセス記録の保存）

事務取扱責任者は、情報システムの利用状況およびアクセス状況について、そのアクセス記録を取るとともに保存をしなければならない。

第19条（規程の改定）

会長は、必要に応じて、理事会の承認を得てこの特定個人情報取扱規程を見直すものとする。

附 則

この規則は平成28年1月1日から施行する。